

参考資料 1

「箱根町観光まちづくり財源検討会議 報告書（最終案）」の主な修正事項

No.	区分	報告書（最終案） (R8. 5. 25)	※参考 報告書（案） (R8. 3. 24)
1	22ページ (1) 観光施設の充実に要する経費の見通し	※第2次プランに基づく試算額であり、今後予定される次期プランの策定や観光を取り巻く社会経済情勢等の変化により施策内容や経費は変動するもの。	—
2	25ページ [図表32制度内容(案)] 税目名	宿泊税(法定外普通税)	宿泊税
3	25ページ [図表32制度内容(案)] 課税客体	課税の対象となる物や行為	担税力を推進させる一定の物件、行為、事実
4	25ページ [図表32制度内容(案)] 税金の使い道	普通税:収入の用途を特定せず、一般の経費に充てる 目的税:収入の用途を特定し、特定の経費に充てる	収入の用途を特定し、特定の用途に充てること(目的税のみ)
		観光客の受入に伴う幅広い財政需要に対応(観光まちづくりの対象範囲)	観光まちづくりの対象範囲
5	26ページ イ課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法 (ア) 課税客体	課税客体は、「町内に所在する宿泊施設への宿泊行為」としたうえで、対象施設は、宿泊施設の形態に関わらず宿泊者が行政サービスを受用する程度は変わらないため、税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とすることが妥当としました。この場合、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて宿泊行為を行う施設・住宅は対象とする必要があります。	課税客体は、「町内に所在する宿泊施設への宿泊行為」としたうえで、対象施設は、宿泊施設の形態に関わらず宿泊者が行政サービスを受用する程度は変わらないため、税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とすることが妥当としました。 ※宿泊施設の範囲は次のとおりとする。ただし、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて宿泊行為を行う施設・住宅は対象とする。
6	26ページ [図表33宿泊施設数の分類内訳]	※令和7年度末時点では、宿泊施設は796施設(+52施設)に増加しているもの。	—
7	30ページ カ税金の使い道 3行目	このため、宿泊税は、「観光まちづくりの対象範囲」における観光振興や観光客の受入に係る行政サービスに充当することが望ましいと考えて、検討を進めてきました。 主な使い道として、観光振興、ごみ処理や消防救急、道路整備、防災対策等の幅広い行政サービスが想定されます。	このため、宿泊税は、「観光まちづくりの対象範囲」における観光振興や観光客の受入に係る行政需要に充当することが望ましいと考えます。 また、主な使い道として、観光振興、ごみ処理や消防救急、道路整備、防災対策等の幅広い行政需要が想定されています。
8	30ページ カ税金の使い道 11行目	普通税として導入する場合には、税金の使い道は特定されません。ただし、これまでの議論を踏まえると、宿泊税の税金額については、観光振興や観光客の受入に伴う幅広い財政需要(観光まちづくりの対象範囲)における財源不足額に対応させるべきと考えます。	ただし、その場合であっても行政サービス全般ではなく、これまで検討会議で議論を重ね、新たな財源の使い道として確認した「観光まちづくりの対象範囲」に限って活用すべきと考えます。

No.	区分	報告書（最終案） (R8.5.25)	※参考 報告書（案） (R8.3.24)
9	30ページ カ税収の使い道 18行目	観光まちづくり施策のあり方については、アンケート等の意見に加え、今後求められる行政サービスや、令和10年度に策定予定の第3次HOT21観光プラン等を十分に勘案し、総合的に検討していく必要があります。	具体的な使い道は、アンケート等の意見に加え、今後生じる行政需要や、令和10年度に策定予定の第3次HOT21観光プラン等を十分に勘案し、総合的に検討していただきたいと思います。
10	33ページ 11.おわりに 1行目	本検討会議は、コロナ禍により一時中断を余儀なくされましたが、令和元年度以降、約7年間でかけ合計18回にわたり、学識経験者のほか、観光関係団体や地域団体、公募委員による専門的かつ幅広い見地から他の先行団体には例のないほど丁寧に議論を積み重ねてきました。 観光まちづくり財源の検討にあたっては、先行事例を踏まえて、地方税の超過課税や法定外税、協力金の中から財源の絞り込みを行い、現時点では宿泊税を中心に検討することが現実的であるとの結論に至り、中間報告を行いました。令和10年4月の宿泊税導入を目指すという町の方針を受け、先行団体の状況把握のほか、専門部会による調査審議結果や、宿泊事業者、観光客、町民向けアンケート調査結果等を踏まえ、多角的な視点から課税要件及び特別徴収義務者の負担軽減策等の検討を行ってきました。	本検討会議は、令和元年度以降、約7年間で合計18回にわたり、学識経験者のほか、観光関係団体や地域団体、公募委員による専門的かつ幅広い見地から丁寧に議論を積み重ねてきました。 中間報告書の提出後は、令和10年4月の宿泊税導入を目指すという町の方針を受け、先行団体の状況把握のほか、専門部会による調査審議結果や、宿泊事業者、観光客、町民向けアンケート調査結果等を踏まえ、多角的な視点から課税要件及び特別徴収義務者の負担軽減策等の検討を行ってきました。
11	33ページ 11.おわりに 14行目	第一に、「透明性の確保」です。宿泊税を普通税で導入する場合、税収の使い道は特定されません。ただし、これまでの議論を踏まえると、宿泊税の税収額については、観光振興や観光客の受入れに伴う幅広い財政需要（観光まちづくりの対象範囲）における財源不足額に対応させるべきと考えます。そのうえで納税義務者となる宿泊客をはじめ、観光事業者、町民に対して宿泊税を活用した観光まちづくり施策や効果を明確に示すことで、制度運用の透明性を高めていく必要があります。	第一に、「使い道の透明性の確保」です。宿泊税は、法定外普通税で導入する場合であっても、「観光まちづくりの対象範囲」に限って活用すべきです。そのうえで納税者となる観光客をはじめ、観光事業者、町民に対して使い道や効果を明確に示すことで、制度運用の透明性を高めていく必要があります。
12	33ページ 11.おわりに 28行目	また、観光まちづくり財源のあり方の検討にあたっては、箱根町を訪れる全ての観光客から新たに負担していただく方策を検討することが出発点となっています。今回は、町の財政状況や徴税手続きなどを踏まえ、宿泊税に絞って検討を行いました。次のステップとして、宿泊税以外の広く観光客に負担していただく財源確保策の検討を継続する必要があります。	また、観光まちづくり財源のあり方の検討にあたっては、箱根町を訪れる全ての観光客から新たに負担していただく方策を検討することが出発点であることを念頭に置き、宿泊税の導入後も、当該方策の検討を継続することを求めます。